

コミュニティパーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域による公園の利用ルールづくりと自律的な管理運営により、地域にとって使いやすく魅力的な公園づくりを進めるとともに、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とした、コミュニティパーク事業（以下「事業」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(対象となる公園)

第2条 事業の対象は、原則として面積が2ヘクタール以下の、地域に身近な公園・緑地・緑道（指定管理者公園を除く）とする。

(事業の主体)

第3条 事業を行う主体（以下「事業主体」という。）は、事業の実施を希望する自治会・町内会、校区自治協議会（以下「自治協」という。）等の地域自治組織とする。

(利用圏域)

第4条 事業主体は事業実施にあたっては、前もって、公園の利用状況や地域の実情、事業を行おうとする公園・緑地・緑道（以下「対象公園等」という。）の主な利用が想定される一定の範囲の自治会・町内会等の意見を踏まえて、対象公園等について地域住民間で必要な事項を協議する住民の居住範囲を設定し、自治協の承認を得るものとする。これを「利用圏域」という。なお、利用圏域は複数の校区にまたがる場合もある。

2 福岡市長（以下「市長」という。）は、前項において設定された利用圏域について、自治協の承認を確認したうえで決定するものとする。また、利用圏域を変更する場合も同様とする。

3 事業主体は、決定した利用圏域について、対象公園等が位置する校区住民に周知するものとする。

4 利用圏域の設定は対象公園等における利用者を限定するものではない。

(運営委員会)

第5条 事業主体は、利用圏域の住民の意見を踏まえ、対象公園等の管理運営を円滑に行うために、自治会・町内会や公園愛護会、その他利用圏域の住民等からなる〇〇公園コミュニティパーク運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置するものとする。

2 既存の公園愛護会が存在する場合は、運営委員会はこれらの団体の了承を得たのちに公園愛護会変更届を市長へ提出することで、運営委員会自らを公園愛護会として登録するものとする。

- 3 地域広場運営委員会が存在する場合は、第7条に規定する協定の締結前までに地域広場の管理運営に関する協定書を解除しなければならない。
- 4 運営委員会は、利用圏域の住民の意見を踏まえ、コミュニティパーク運営委員会規則（様式1号）及び運営委員会役員名簿（様式2号）を定め、第7条に規定する協定の締結日までに市長に提出しなければならない。また、その内容等に変更が生じた場合については、様式1号及び様式2号を速やかに修正し、再提出するものとする。
- 5 運営委員会には会長、副会長、会計、会計監事等の職を置き、5人以上で構成するものとする。
- 6 運営委員会の設置数は、一つの公園に対し一つまでとする。

（運営委員会の義務）

- 第6条 運営委員会は、公園を管理運営するにあたっては、関係法令を順守するほか、運営委員会が公園内に設置した公園施設及び占用物件について、事故やトラブルが生じないように十分注意するものとする。
- 2 運営委員会は、事業の趣旨に鑑み、運営委員会の独占的な利用とならず、全ての公園利用者にとって使いやすく魅力的な公園となるよう、十分に配慮するものとする。
 - 3 運営委員会は、利用方針や利用計画の策定、利用調整、管理活動等に伴って生じる公園利用者や地域住民からの苦情・要望、トラブル等について、対処するように努めるものとする。
 - 4 運営委員会は、運営委員会が設置する公園施設や占用物件、主催する事業、及び利用方針に定めた行為により生じる公園利用者や地域住民からの苦情・要望、事故等について、対処するように努めるものとする。
 - 5 運営委員会は、利用方針に違反する利用者等に対して、注意・指導を行い、公園が良好に運営されるように努めるものとする。
 - 6 運営委員会は、第18条に規定する市長の指導監督に従わなければならない。
 - 7 運営委員会の意思や市長の指導監督により協定を解除することを市長が決定した場合又は運営委員会が設置した公園施設の設置許可の取り消しを市長が決定した場合は、運営委員会は速やかに自らの負担により運営委員会が設置した公園施設及び占用物件を撤去し、公園を協定締結前あるいは設置許可前の原形に復旧するものとする。

（協定書）

- 第7条 事業の実施にあたり、自治協の承認を得たうえで、運営委員会と市長はコミュニティパーク事業協定書（様式3号）を締結する。
- 2 協定書に記載する内容は下記のとおりとする。
 - (1) 対象公園等の名称、所在地等
 - (2) 運営委員会に関すること

(3) 対象公園等の利用方針等に関すること

- 3 協定書の有効期間は、協定締結日から協定締結日の属する年度末の3月31日までとし、協定書を更新する場合は、有効期間内に手続きを完了させ、4月1日付けで再度協定書を締結するものとする。
- 4 事業の終了を希望する場合又は更新を希望しない場合は、運営委員会は有効期間終了日の3か月前までに市長にコミュニティパーク事業終了届（様式4号）を提出するものとする。
- 5 市長及び運営委員会は、事業の実施公園であること、また利用方針の内容がわかるように、標示看板を設置・管理するものとする。
- 6 運営委員会は、協定書上の地位及び権利を第三者に譲渡してはならない。

(管理活動)

第8条 運営委員会は、福岡市公園愛護報償金交付要綱（以下「愛護会要綱」という。）に基づき公園愛護会設立届又は公園愛護会変更届を市長へ提出し、公園愛護活動の基本活動及び選択活動を実施するものとし、下記(1)～(10)の全ての項目の管理活動を行うものとする。また、その活動範囲は原則として対象公園区域全体とする。

- (1) 除草
 - (2) 清掃
 - (3) 中低木の剪定
 - (4) 便所清掃
 - (5) 施設の定期点検
 - (6) 公園利用者に対し、利用上の注意・指導
 - (7) 公園の利用調整（広場を含む）
 - (8) 第7条に規定する協定書及び第10条に規定する利用方針に違反する行為等への注意・指導
 - (9) 第10条に規定する利用方針に基づく活動等を原因とした施設の破損・汚損に対する原形復旧及びゴミの処分
 - (10) その他簡易な維持管理作業
- 2 市長は、運営委員会又は運営委員会が認めた者に対し、愛護会要綱に基づき報償金を交付することができる。
 - 3 運営委員会が実施する管理活動においては、安全に十分注意し、公園利用者に対しても危険のないように配慮し実施すること
 - 4 管理活動に係る費用については、全て運営委員会が負担するものとする。
 - 5 便所が設置されていない公園については、便所清掃を不要とするが、協定締結後に便所が設置された場合は、それ以降は便所清掃を行うものとする。
 - 6 市長は、高木（高さ3m以上の樹木）の剪定作業や施設・遊具の修繕、害虫・危険な生物等

の駆除、違法行為に対する注意・指導、法令の手続き等を行うものとする。

- 7 市長が注意・指導の対象とする違法行為とは、公園施設の損傷、土地の形質の変更など法及び条例に違反する行為を言い、協定書に定める公園の利用方針に違反する行為への注意・指導を除く。
- 8 市長が行う法令の手続き等とは、法及び条例に規定する市長の権限である許可、承認、指示、使用料等の徴収等を言う。
- 9 運営委員会が、愛護活動実施報告書兼報償金交付申請書及び公園愛護活動報告書（基本活動）を提出する際には、活動状況が分かる写真を添付するものとする。

（利用計画）

- 第9条 運営委員会は、第10条に定める活動を行うために、第7条に規定する協定締結後、必要に応じて実施計画図面を添付した年間利用計画書（様式5号）を作成し、市長の許可を受ける際に添付するものとする。また、利用計画を変更する場合も同様とする。
- 2 利用計画を策定する際には、利用日数に制限を設けるなど運営委員会の独占的な利用とならないよう、十分に配慮するものとする。

（利用方針）

- 第10条 事業主体は、利用圏域の住民の意見を踏まえ、対象公園等において、以下に例示するもののほか、地域コミュニティの活性化に資する公園の管理運営及び施設等の設置・管理・運営に関する利用方針を協定書に定めるものとする。
- (1) 日常的な公園利用ルール
 - (2) イベント時の公園利用方法
(夏祭りや餅つき大会、地域カフェ、フリーマーケット、プレイパークなど、地域コミュニティの活性化を目的とした運営委員会主催のイベント（以下「運営委員会主催のイベント等」という。）)
 - (3) 公園の管理運営方法
 - (4) 第14条に規定する運営委員会が設置・管理・運営する公園施設（花壇等）
- 2 利用方針の策定にあたっては、各種法令を順守するものとする。
 - 3 運営委員会主催のイベント等の期間は年間30日以内でかつ1つのイベントにつき5日以内とする。
 - 4 運営委員会主催のイベント等において、運営委員会又は住民が、飲食・物販等の金銭の收受を行うことができるとともに、これらを行う事業者等を出店させ、その者からイベント運営費（人件費、公園管理費）を徴収することができる。なお、運営委員会はこれらのイベント以外においては、原則として公園の利用者や事業者等から金銭を受け取ることはできないものとする。

- 5 前項の規定に関わらず、運営委員会は、パークハウスの利用者から利用料金を徴収することができる。
- 6 「運営委員会主催」の定義は、運営委員会が責任を持って主体的または総括的に企画・運営を行う事業とする。
- 7 運営委員会が飲食・物販等を行う事業者等から得た収入は、公園の管理運営費、地域コミュニティの活性化のために使用しなければならない。
- 8 第4項において運営委員会がイベント等に出店させる事業者を選定する場合は、公平性に十分配慮するものとする。
- 9 運営委員会主催のイベント等において必要となる官公庁への届け出（消防局、保健所等）については、運営委員会の責任のもとで行うものとする。

（公園利用基準）

第11条 運営委員会は、コミュニティパーク事業として公園を利用するにあたり、条例第5条に定める禁止行為の他、次のことに留意しなければならない。

- (1) 都市公園の設置目的に照らして、相当と認められること。
- (2) 公園の位置・面積・利用状況等から見て、相当と認められるものであること。
- (3) 公園の他の利用者に著しく迷惑にならないこと。
- (4) 公園周辺の居住者等に著しく迷惑にならないこと。
- (5) 事故の発生のおそれがないこと。
- (6) 専ら、有料教室、営業のための宣伝、物品販売等営利を目的としないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団の利益になると認められないこと。
- (8) その他公園管理上、支障とならないこと。

（第三者との利用調整）

第12条 運営委員会は、運営委員会以外の者（以下「第三者」という。）から福岡市公園条例（昭和33年条例第18号）（以下、「条例」という。）第4条第1項各号に掲げる行為の申し入れがあった場合は、第8条第1項(7)の規定に基づき第三者と利用調整を行うものとする。ただし、市長が実施する行為等については、この限りではない。

- 2 前項に掲げる行為について、第三者が主催する場合は、第三者に対して、市長に所定の許可申請手続きを行うよう指導しなければならない。
- 3 運営委員会は、第三者との利用調整を行う際に、利用の内容によらず、みだりに実施を拒否してはならない。
- 4 市長は、原則として一切の利用調整を行わないものとする。
- 5 運営委員会は、第三者との利用調整においては、公平に行わなければならない。

(事業実施に係る調整)

第 13 条 事業主体又は運営委員会は、利用方針や利用計画の策定及び変更にあたり、利用圏域の住民や利用者間の意見の調整を行うものとする。

- 2 市長は、公平な立場でこの調整に協力することとする。
- 3 市長は、必要と認める場合は、予算の範囲内で、アドバイザーを派遣することができる。
- 4 アドバイザーは、市と連絡調整を図りながら、次の業務を行う。
 - (1) 公園の先進的な取り組み事例の紹介等、コミュニティパーク事業に関する出前講座の実施
 - (2) コミュニティパーク事業における利用方針や利用計画策定、運営委員会の組織形成に関する助言、指導及び話し合いの司会進行
 - (3) コミュニティパーク事業開始後における、ルール見直しや地域の問題解決のための話し合いの司会進行
 - (4) コミュニティパーク事業を促進するために、市長が必要と認めた業務

(公園施設の設置)

第 14 条 運営委員会は、協定書に定める利用方針に基づき、対象公園等において、以下に例示するもののほか、地域コミュニティの活性化に資する公園施設を設置・管理・運営することができる。

- (1) 花壇
- (2) パークハウス
- 2 前項に規定する施設の設置・管理・運営に係る費用については、全て事業主体又は運営委員会が負担するものとする。
- 3 パークハウスの設置については、当初の協定締結後 1 年以上にわたり、運営委員会による公園の適切な管理運営実績が必要であるとともに、パークハウス設置・管理・運営要綱及びパークハウスガイドラインに従うものとする。
- 4 花壇の設置については、一年草等を植栽できるものとするが、刺等があり怪我の原因となる樹種については、植栽できないものとする。
- 5 運営委員会は、公園施設の設置・管理・運営にあたって、都市公園法（昭和 31 年法律第 19 号）（以下「法」という。）第 5 条、及び条例第 12 条の規定に基づく公園施設設置の許可を受けなければならない。
- 6 倉庫の設置に関する規定は、別途「公園に設置する保管庫の設置・管理の基準について」による。
- 7 第三者が公園施設の設置を行おうとする場合は、第三者は事前に運営委員会から公園施設設置同意書（様式 6 号）の発行を受けたうえで市長へ申請するものとする。ただし、市長が別途認

める施設については、この限りではない。

(占有許可申請と行為許可申請の取り扱い)

第 15 条 運営委員会は、運営委員会主催のイベント等において法第 6 条第 1 項に掲げる占有、及び条例第 4 条第 1 項各号に掲げる行為を自ら行おうとする場合は、年度当初に福岡市公園条例施行規則（昭和 33 年規則第 21 号）（以下、「条例施行規則」という。）第 3 条及び第 10 条に規定する申請書を第 9 条に規定する利用計画書とともに提出し、市長の許可を受けるものとする。この場合、防災倉庫や電源ボックス等の長期占有物件は除く。

2 年度途中で利用計画書の変更が必要な場合には、再度、利用計画書と法同条第 2 項と条例同条第 2 項に規定する申請書を提出し、市長の許可を受けるものとする。

(公園使用料等)

第 16 条 運営委員会が第 10 条に規定する利用方針に基づく行為や公園施設及び占有物件の設置を行う場合の使用料、占有料、又は手数料については全額減免とし、条例施行規則第 15 条第 2 項による減免申請書の提出は不要とする。

(公園施設の整備・改修)

第 17 条 事業の実施に伴い公園の利用形態が変化し、公園施設の整備又は改修が必要となる場合は、運営委員会は別途市長に対し申請を行い、許可を受けるものとする。

2 市長は前項の申請があったときは、適当と認めた場合には許可するものとする。

3 第 1 項にかかる費用については、原則として運営委員会が負担するものとする。

4 第 1 項に掲げる公園施設のうち、市長が公園管理上必要と認めるものについては、市に寄付するものとする。

(市長の指導監督)

第 18 条 市長は、必要があると認めた場合は、運営委員会に対し公園利用実績や管理活動、利用調整、暴力団への関与等について報告及び資料を求めることができる。

2 市長は、必要があると認めた場合は、関係法令、及びこの要綱に基づき、運営委員会が行う公園の管理運営に関して指導・助言を行えるものとする。

3 市長は、運営委員会が関係法令、及びこの要綱の規定に違反する場合は、運営委員会に対して是正を命じることができる。

4 市長は、運営委員会が前項に従わない場合は、第 14 条の規定に基づき運営委員会が設置した公園施設の設置許可及び第 15 条の規定に基づく行為許可、占有許可を取り消し、第 7 条に規定する協定書の有効期間に関わらず、協定書を解除できるものとする。この場合に生じる施設撤去等の費用は、運営委員会が全額負担するものとする。

- 5 市長は、前項の決定をした日から公園施設が撤去されるまでの期間は、第 16 条の規定に関わらず、公園使用料減免措置解除通知（様式 7 号）により公園使用料の減免措置を解除し、公園使用料を徴収することができる。
- 6 市長は、災害時その他市政推進上やむを得ない場合は、第 14 条の規定に基づき運営委員会が設置した公園施設の設置許可及び第 15 条の規定に基づく行為許可、占用許可を取り消し、第 6 条に規定する協定書の有効期間に関わらず、協定書を解除できるものとする。この場合に生じる施設撤去等の費用負担については、市長と運営委員会が協議の上決定するものとする。

（その他）

- 第 19 条 この要綱に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度市長と運営委員会が協議して定めるものとする。
- 2 市長は災害時その他市政推進上やむを得ない行為の実施については、この要綱の規定によらないものとする。

附則

この要綱は平成 29 年 7 月 3 日から施行する。

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

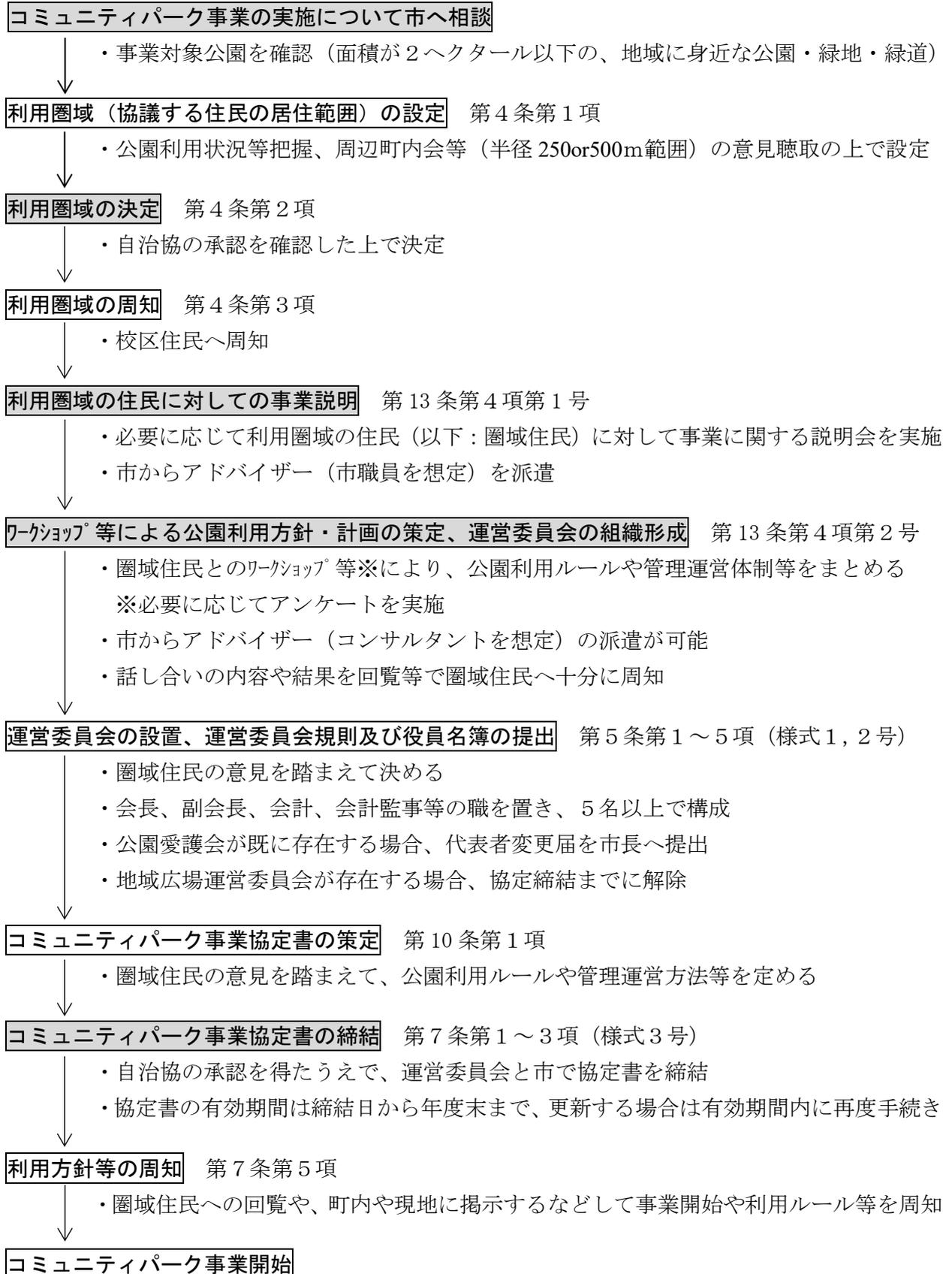
この要綱は令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は令和 3 年 11 月 10 日から施行する。

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(コミュニティパーク事業開始までのフロー図)

凡例：地域が実施するもの
地域と市が実施するもの



様式第1号

〇〇公園コミュニティパーク運営委員会規則

(名称)

第1条 この委員会は、コミュニティパーク事業実施要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき設置されるものであり、〇〇公園コミュニティパーク運営委員会（以下「委員会」という。）という。

(所掌業務)

第2条 委員会は、〇〇公園を地域にとって使いやすい魅力的な公園とすることで、地域コミュニティの活性化を推進するため、要綱に規定する業務を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 若干名
- (4) 会計監事 若干名
- (5) 委員 任意

2 会長は、委員会を代表し会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき或いは欠けたときは、その職務を代理する。

(その他)

第4条 その他必要な事項は、委員会において協議し決定するものとする。

附則

この規則は、 年 月 日から施行する。

〇〇校区〇〇公園 コミュニティパーク事業協定書

福岡市長（以下甲）と〇〇公園コミュニティパーク運営委員会（以下「乙」という。）は、〇〇校区〇〇公園について、コミュニティパーク事業の実施に関し、必要な事項を定めるため、次の通り協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙が共働し、コミュニティパーク事業を良好に推進することを目的とする。

（依拠する法令等）

第2条 本事業は、都市公園法（昭和31年法律第19号）（以下「法」という。）、福岡市公園条例（以下「条例」という。）、その他関係法令、及びコミュニティパーク事業実施要綱（平成29年7月3日施行）（以下、「実施要綱」という。）に基づき、行うものとする。

（対象公園）

第3条 この協定の対象となる公園は次のとおりとする。

公園名	所在地	公園面積
〇〇公園	〇区×町△丁目◇番地	****㎡

（利用圏域）

第4条 実施要綱第4条第1項に定める、AAA公園における利用圏域は下記のとおりとする。

自治会・町内会名		
〇〇町内会	××自治会	

（コミュニティパーク運営委員会）

第5条 実施要綱第5条第4項に定める、「〇〇公園コミュニティパーク運営委員会規則」及び「〇〇公園コミュニティパーク運営委員会役員名簿」を別紙のとおりとする。

（公園の利用方針）

第6条 実施要綱第10条に定める、〇〇公園における利用方針は下記のとおりとする。

（1）公園の利用ルール

利用内容	利用ルール
自転車の乗り入れ	(例) ・自転車は駐輪スペースに駐輪すること ・自転車の乗り入れは、保護者同伴の練習のみとする ・原付、バイクの乗り入れは全面禁止
火気の利用	(例) ・大人の見守りがあれば手持ち花火は可能
貼り紙や広告物	(例) ・公園の利用ルール看板以外は原則禁止
ボールの利用	(例)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ボールを打つ道具の使用禁止 ・キャッチボール、サッカー、ドッジ等は、他の利用者へ迷惑にならない範囲で可能
ペットの散歩	(例) <ul style="list-style-type: none"> ・ペットの糞は飼い主が責任を持って後始末 ・リードを離しての散歩は禁止

- (2) 乙が主催する地域コミュニティの活性化に資する事業
 イベント・事業名記載
 (夏祭り、花火大会、餅つき大会、バーベキュー大会、プレイパーク、ドッグラン、フリーマーケット、地域カフェ、バザー等)
- (3) 公園の管理運営方法
 体制、実施事項、面積、回数等記載
- (4) 乙が設置・管理・運営する施設の設置
 施設名記載 (花壇、パークハウス等)
- (5) パークハウスの運営
 乙は、パークハウス設置・管理・運営要綱第10条第2項に定めるパークハウス利用マニュアル等の規則を定め、甲へ提出するとともに、当該規則に基づきパークハウスの運営を行うものとする。
- (6) イベントの実施
 営利目的での公園利用はしないこと。

(協定の解除等)

第7条 乙が本事業の終了を希望する場合は、実施要綱第7条第4項に基づき、コミュニティパーク事業終了届を事業終了希望日の3か月前までに、甲へ提出するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。有効期間内に甲、乙いずれからも解除の申し出がない場合は、双方の合意の下、協定の更新手続きを行うものとする。

(その他の事項)

第9条 本協定に定めのない事項や事業推進にあたり生じた疑義については、必要に応じ甲、乙が協議して定める。

以上を証するため、本書2通を作成し、甲と乙は、当事者押印のうえ、各1通保有する。

令和 年 月 日

甲 福岡市長 高島 宗一郎 印

乙 ○○公園コミュニティパーク運営委員会
 会長 ■■ ■■ 印

○○校区○○公園において、甲と乙が本協定書を締結することを承認する。

令和 年 月 日

福岡市○区
 ○○校区自治協議会
 会長 ■■ ■■ 印

様式第4号

コミュニティパーク事業終了届

年 月 日

(あて先) 福岡市長

私は、〇〇公園におけるコミュニティパーク事業を終了するとともに、コミュニティパーク事業実施要綱第7条第4項に基づき、公園を協定締結前の原形に復旧します。

運営委員会名 _____

(代表者) 住 所 _____

氏 名 会長 _____

電話番号 _____

公園施設設置同意書

年 月 日

運営委員会名 _____

(代表者) 住 所 _____

氏 名 会長 _____

電話番号 _____

私は、下記の者が〇〇公園に下記公園施設を設置・管理することに同意します。

記

1 申請者

団 体 名 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

2 申請者が設置・管理する公園施設

様式第7号

公園使用料減免措置解除通知

年 月 日

〇〇公園コミュニティパーク運営委員会 様

コミュニティパーク事業実施要綱第18条第5項に基づき、下記運営委員会
に対する公園使用料の減免措置を取っておりましたが、下記理由により、 月
日付でこれを解除いたします。

解除理由

福岡市◇◇区長
(◇◇区維持管理課公園係)

印